

空き家をリフォームするなら
令和 8 年度
太子町空き家活用支援事業

一定の条件を満たす空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として
利活用する場合、改修工事費の一部を支援します。



- ・住宅型 : 最大 300 万円（補助対象工事費が 300 万円以上の場合）
- ・事業所型 : 最大 300 万円（補助対象工事費が 450 万円以上の場合）
- ・地域交流拠点型 : 最大 1,000 万円（補助対象工事費が 1,000 万円以上の場合）

【問い合わせ先】

〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280 番地 1 太子町経済建設部まちづくり課

TEL:079-277-5992 FAX:079-277-6041 Mail:machidukuri@town.hyogo-taishi.lg.jp

補助対象空き家

一戸建て空き家（町内）のうち以下すべてに該当するもの

- ① 空き家期間が6カ月以上又は空き家・空き地バンクに登録しているもの
- ② 同一敷地内にある母屋又は離れについて、居住その他使用がなされていないもの
- ③ 築20年以上経過したもの
- ④ 台所、浴室・便所等の水回りの設備のいずれかが10年以上未更新
- ⑤ 一定の耐震性を確保しているもの

補助対象者

一般世帯（住宅型）・事業所型

空き家（町内）の改修工事を発注する者のうち、以下のすべてに該当する者

要件	【空き家所有者の場合】 空き家を住居・事業所・賃貸住宅・賃貸事務所のいずれかで活用のため改修しようとする者
	【空き家借人の場合】 空き家を借り受け、住居・事業所のいずれかで活用のため改修しようとする者
	町税を滞納していない者（住宅として活用する場合は、世帯構成員全員が町税を滞納していないこと。）
	申請者及びその世帯構成員が、暴力団でない者

若年世帯・子育て世帯（住宅型）

空き家（町内）の改修工事を発注する者のうち、以下のすべてに該当する者

要件	空き家を所有し、自己の居住用の住宅として活用する者【所有要件あり】
	補助金の交付申請日において、若年世帯又は子育て世帯である者
	若年世帯とは ・交付申請時、夫婦（婚姻及び内縁関係を含む）の合計年齢が80歳未満の世帯
	子育て世帯とは ・交付申請時、子供（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者が同居している世帯
	世帯構成員全員が町税を滞納していないこと
申請者及びその世帯構成員が、暴力団でない者	

地域交流拠点型

空き家（町内）の改修工事を発注する者のうち、以下のすべてに該当する者		
要件	・補助金の実績報告日において、地域団体等の役員の半数以上が太子町の住民基本台帳に記載されている者	地域 交流 拠点型
	・空き家を地域団体等が地域交流拠点として活用するために改修しようとする者	
	・町税を地域団体等の役員全員が滞納していない者	
	・地域団体等の役員全員が暴力団でない者	

補助金額

住宅型

	一般世帯			若年世帯・子育て世帯	
	市街化区域	歴史的景観形成地区内	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域
100万円以上 150万円未満	60万円	72万円	80万円	80万円	120万円
150万円以上 200万円未満	90万円	108万円	120万円	120万円	170万円
200万円以上 250万円未満	110万円	132万円	150万円	150万円	220万円
250万円以上 300万円未満	140万円	168万円	180万円	180万円	270万円
300万円以上	150万円	180万円	200万円	200万円	300万円

事業所型

	市街化区域	歴史的景観形成地区内	市街化調整区域
150万円以上 200万円未満	90万円	108万円	120万円
200万円以上 250万円未満	110万円	132万円	150万円
250万円以上 300万円未満	140万円	168万円	180万円
300万円以上 350万円未満	160万円	192万円	220万円
350万円以上 400万円未満	190万円	228万円	250万円
400万円以上 450万円未満	210万円	252万円	280万円
450万円以上	220万円	264万円	300万円

地域交流拠点型

	市街化区域	歴史的景観形成地区内	市街化調整区域
100万円以上 200万円未満	70万円	84万円	150万円
200万円以上 400万円未満	150万円	180万円	300万円
400万円以上 600万円未満	250万円	300万円	500万円
600万円以上 800万円未満	350万円	420万円	700万円
800万円以上 1,000万円未満	450万円	540万円	900万円
1,000万円以上	500万円	600万円	1,000万円

※補助額：補助額が空き家改修費より高い場合は、空き家改修費を上限とする。

※歴史的景観形成地区内：兵庫県景観の形成等に関する条例で指定を受けた区域内の空き家で、観光振興に資するものとして町の推薦を受け、住宅宿泊施設または事業所、地域交流拠点として活用する場合に限る

※地域交流拠点：地域活動又は交流の拠点その他これらに類する用途に供する施設

※地域団体等：自治会、まちづくり協議会その他これらに類する地域を基盤として活動する団体。又はその他活動内容が地域活性化に貢献するものであると町長が認める団体

【募集期間】

- ・令和8年4月13日から令和8年11月30日（先着順かつ予算の範囲内で実施）
- 兵庫県空き家活用支援事業の募集終了に伴い、本事業も終了します。

【注意事項】

- ・本事業により改修を行った建物は、本事業終了後、**10年以上活用**することが必要ですので転売等できません。
- ・建築基準法、農地法、都市計画法等の他法令に適合する場合にのみ補助します。
- ・本事業以外の助成制度を併せて申請する場合にあっては、空き家を改修するために必要な費用から当該助成制度の助成対象となる経費を控除したものを対象に補助します。